



長野県報

5月16日(木)
令和元年
(2019年)
第4号

目 次

告 示

都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（8件）（森林づくり推進課）	2
解除予定保安林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	4
基本測量の終了（建設政策課）	5
公共測量の実施（9件）（建設政策課）	5
公共測量の終了（4件）（建設政策課）	6
地方自治法施行令に基づく県営住宅の家賃及び県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託（建築住宅課公営住宅室）	7
地方自治法施行令に基づく県営改良住宅の家賃及び県営改良住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託（建築住宅課公営住宅室）	7

公 告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（生活排水課）	7
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	7
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	8
特定調達契約に係る落札者の決定（2件）（建設政策課技術管理室）	8
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し（建築住宅課）	8
土地改良区役員の就退任の届出（3件）（農地整備課）	8
土地改良区役員の退任の届出（2件）（農地整備課）	9
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施（2件）（生活安全企画課）	10
正 誤（選挙管理委員会）	12

告 示

長野県告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
軽井沢町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
軽井沢国際親善文化観光都市建設計画下水道事業
軽井沢町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和63年2月19日（軽井沢処理区）

平成8年8月8日（軽井沢西処理区）から

令和7年3月31日まで

4 事 業 地

(1) 収用の部分

昭和63年長野県告示149号、平成8年長野県告示第608号、平成16年長野県告示第183号の事業地に長野県北佐久郡軽井沢町大字発地字欠羽を加える。

(2) 使用の部分

昭和63年長野県告示第149号、平成7年長野県告示第710号、平成8年長野県告示第608号、平成9年長野県告示第120号、平成14年長野県告示第529号、平成16年長野県告示第183号、平成17年長野県告示第299号、平成20年長野県告示第174号、平成21年長野県告示第168号、平成25年長野県告示第2442号、平成29年長野県告示第404号の事業地に長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字山ノ神並びに大字追分字馬場及び字寺脇並びに大字発地字長畑、字風越、字箕輪、字岸原、字大石、字欠羽、字坂下、字土井口、字西尾高根、字西郷、字新田、字大日前、字寺前、字本郷、字宮海道、字江戸村、字江戸坂下、字下堂、字宮前、

字銀杏木、字東山、字新道、字上郷、字尾高根、字三畠歩、字場口、字馬渡り、字大平及び字向井平を加え、大字軽井沢字野沢及び字南高瀬並びに大字長倉字獅子岩、字赤岩及び字南原を削り、大字軽井沢字西屋敷裏外、字西屋敷裏向、字山神前、字北裏地、字祝神、字木戸根、字屋敷西側上、字諏訪森、字森前、字森裏、字矢ヶ崎山及び字野沢原並びに大字長倉字芹ヶ沢、字横吹、字鳴田、字清川、字岡越、字小丸、字大道南、字屋敷裏、字前沢、字在原、字鳥井原、字龍田、字下田、字吉野、字小坂、字保田、字眉見、字鳥井原脇、字北浦、字前沢原、字大石、字河原、字筒井、字西屋敷、字後原、字古川、字向原、字北原、字沓掛道、字谷地上、字西ノ沢、字鳥ヶ坂、字城ノ腰、字上ノ原、字平野、字舟久保、字大路下、字西ノ反及び西ノ久保並びに大字追分字山道、字石小屋、字浅間山、字上ノ原、字西軽井沢及び字西町並びに大字発地字鷲穴及び字荒熊地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第13号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

千曲市大字土口字蟹澤917、918、919の1から919の3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第14号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上水内郡小川村大字稻丘字戸畠4228

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第15号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第16号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第17号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

茅野市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

茅野市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第18号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安曇野市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第19号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南佐久郡南牧村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第20号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南佐久郡南相木村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
南相木村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第21号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡辰野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
辰野町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第22号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上水内郡小川村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第23号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松本市安曇4470（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第24号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡大鹿村大字大河原2584・2586・4954の口（以上3筆に

について次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
鉄道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第25号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
(国土広域情報 修正)
- 2 作業期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域
長野県全域

建設政策課

長野県告示第26号

東御市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間
平成31年2月21日から令和元年9月30日まで
- 3 作業地域
上田市、東御市

建設政策課

長野県告示第27号

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（1級基準点 座標補正及び標高補正）
- 2 作業期間

平成31年4月17日から令和元年8月30日まで

- 3 作業地域
北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県告示第28号

伊那市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 カラーデジタル空中写真（地上画素寸法12cm）
- 2 作業期間
平成31年4月1日から令和元年7月31日まで
- 3 作業地域
伊那市

建設政策課

長野県告示第29号

駒ヶ根市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 カラーデジタル空中写真（地上画素寸法12cm）
- 2 作業期間
平成31年4月1日から令和元年7月31日まで
- 3 作業地域
駒ヶ根市

建設政策課

長野県告示第30号

辰野町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 カラーデジタル空中写真（地上画素寸法12cm）
- 2 作業期間
平成31年3月27日から令和元年7月31日まで
- 3 作業地域
上伊那郡辰野町

建設政策課

長野県告示第31号

箕輪町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 カラーデジタル空中写真（地上画素寸法12cm）

2 作業期間

平成31年4月4日から令和元年7月31日まで

3 作業地域

上伊那郡箕輪町

建設政策課

長野県告示第32号

飯島町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 カラーデジタル空中写真（地上画素寸法12cm）

2 作業期間

平成31年4月3日から令和元年7月31日まで

3 作業地域

上伊那郡飯島町

建設政策課

長野県告示第33号

南箕輪村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 カラーデジタル空中写真（地上画素寸法12cm）

2 作業期間

平成31年3月28日から令和元年7月31日まで

3 作業地域

上伊那郡南箕輪村

建設政策課

長野県告示第34号

宮田村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 カラーデジタル空中写真（地上画素寸法12cm）

2 作業期間

平成31年4月5日から令和元年7月31日まで

3 作業地域

上伊那郡宮田村

建設政策課

長野県告示第35号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 航空レーザ 地図情報レベル1000

2 作業期間

平成30年5月22日から平成31年3月18日まで

3 作業地域

北安曇郡小谷村

建設政策課

長野県告示第36号

国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量 地図情報レベル1000）

2 作業期間

平成30年6月6日から平成31年2月20日まで

3 作業地域

諏訪郡富士見町

建設政策課

長野県告示第37号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（松本市基本図修正）

地図情報レベル2500数値地形図データ整備

2 作業期間

平成30年8月30日から平成31年3月8日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第38号

佐久市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（数値地形図）

2 作業期間

平成30年6月26日から平成31年3月16日まで

3 作業地域

佐久市

建設政策課

長野県告示第39号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃及び県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務（長野市、松本市、須坂市、塩尻市、千曲市、安曇野市、埴科郡、上高井郡及び上水内郡の区域に所在する県営住宅に係る事務に限る。）を次のとおり委託しました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 受託者住所

長野市大字南長野南県町1003番地1

2 受託者氏名

長野県住宅供給公社

3 委託期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

長野県告示第40号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、諏訪市に所在する県営改良住宅の家賃及び県営改良住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務を次のとおり委託しました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 受託者住所

長野市大字南長野南県町1003番地1

2 受託者氏名

長野県住宅供給公社

3 委託期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

軽井沢国際親善文化観光都市建設計画下水道

軽井沢町公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課及び軽井沢町役場上下水道課

生活排水課

公告

県営御牧原2号幹線地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営御牧原2号幹線地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和元年5月17日から令和元年6月13日まで

3 縦覧の場所

佐久市役所

東御市役所

農地整備課